

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年2月15日

【四半期会計期間】 第94期第3四半期（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）

【会社名】 松井建設株式会社

【英訳名】 MATSUI CONSTRUCTION CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 松井隆弘

【本店の所在の場所】 東京都中央区新川一丁目17番22号

【電話番号】 03 - 3553 - 1151(大代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部経理部長 宮下剛信

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区新川一丁目17番22号

【電話番号】 03 - 3553 - 1151(大代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部経理部長 宮下剛信

【縦覧に供する場所】 建設株式会社 名古屋支店  
(名古屋市中区栄五丁目28番12号)  
松井建設株式会社 大阪支店  
(大阪市北区紅梅町2番18号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

2023年2月14日に提出いたしました第94期第3四半期（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）四半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 経理の状況

##### 2 その他

（自己株式取得に係る事項の決定）

（4）取得日

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

（自己株式取得に係る事項の決定）

（4）取得日

（訂正前）

（自己株式取得に係る事項の決定）

当社は、2023年2月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議した。

1．自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実と資本効率の更なる向上を図るため。

2．取得に係る事項の内容

（1）取得する株式の種類 当社普通株式

（2）取得し得る株式の総数 500,000株（上限）

（発行済株式総数（自己株式除く）に対する割合1.69%）

（3）取得価額の総額 350,000,000円（上限）

（4）取得日 2023年2月15日～2023年6月30日

（5）取得の方法 東京証券取引所における市場買付

（訂正後）

（自己株式取得に係る事項の決定）

当社は、2023年2月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議した。

1．自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実と資本効率の更なる向上を図るため。

2．取得に係る事項の内容

（1）取得する株式の種類 当社普通株式

（2）取得し得る株式の総数 500,000株（上限）

（発行済株式総数（自己株式除く）に対する割合1.69%）

（3）取得価額の総額 350,000,000円（上限）

（4）取得日 2023年2月15日～2023年9月30日

（5）取得の方法 東京証券取引所における市場買付